

尖閣諸島と日本の領有権 (緒論) (その2)



尾崎 重義
(筑波大学名誉教授)

目次

- I はじめに－先占の法理－
- II 先占の権原に基づく日本の尖閣諸島領有 (1895年およびそれ以後の施行)
(以上前号、ただしIIの一部は本号)
- III 中国および台湾の歴史的権利に基づく尖閣諸島領有の主張 (1971年以降)
 - 一. 明代において尖閣諸島は中国の領土であったのか (本号)
 - 二. それでは、清代に尖閣諸島は中国の領土となったのか (以下次号)
- IV 国際法的評価
- V 結び、そして若干の政治的考察

II 先占の権原に基づく日本の尖閣諸島領有 (1895年およびそれ以後の施行) (承前)

本節を終えるにあたって前号で保留しておいた問題について筆者の見解を示しておく。それは、尖閣諸島の領土編入を決めた閣議決定 (1895年1月14日) が、清国との戦争の最中になされたことが、「国家機能の平穏かつ継続した発現」という先占の要件に反してはいないかという問題である。なぜなら、ここにいう「平穏であること」は競合的な他国の主権的行為によって当初から (占有開始の時点から) 争われていないことを意味するからである (ウォルドック)。

しかし、ここには国際法的にはなんら問題はないと言える。その理由は次のようである。

① まず、日本の占有行為は1885年頃から始まっていた。そして、それから1895年までの間、日本の動きにたいして、清国はなんら反応

を示さなかった。(実は、1879年頃から、日本は公式の地図に尖閣諸島を記載するなど領有意思を示し始めていた¹。魚釣島には、石垣島や与那国島から最も近く、古くからこれらの島の島民が魚釣島に赴いていた。また1874年まで500年間にわたって毎年1隻以上、琉球王府の公船が尖閣諸島を通過する航路を利用して、中国・福州との間を往来していた。つまり、この航路は琉球政府が独占的に利用する定期航路であった。)

それからほとんど時間的に継続する1885年に、明治政府の下命を受けた沖縄県は、尖閣諸島に対する公式の実地調査を行った。これは、日本周辺の国境を画定しようとする明治政府の施策の一環としてなされたものである。そして、沖縄県は、この調査によって、尖閣諸島を日本領土に編入することにつき、国際法上なんら問題がないことを確認している。しかし、当時、清国との間に琉球の帰属をめぐる、また、他の多くの外交案件をかかえていた日本政府は、この措置を性急にとることによって新たに外交の火種をかかえることを危惧した外務卿の意見を容れて、当面、編入措置は見合わせることにしたのであった。

② しかし、その後も石垣島から漁業や鳥の羽毛採取などで尖閣諸島に渡る者が増えてきて、石垣島役所からは早く沖縄県所轄を決めて、水産取締りを円滑に行うことができるように県に再三の要請がなされた。

③ 遂に、1895年1月に日本政府は、日清戦争の帰趨も定まり、清国との関係を考慮する必要がなくなったところで、久場島魚釣島と称する無人島を沖縄県の所轄とすることを認め、標杭建設を許可したのであった (閣議決定)。これは直接的には、今まで帰属が定まらなかった周辺の無人島の沖縄県所属を決めた国内行政法上の措置である。つまり、明治政府は、尖閣諸島の日本国への帰属という国際法的側面は、10年以上にわたる領有意思を伴った日本の占有行為と、それに対して外国からの主権的行為はなんらなかったことによって、すでに決着しているという認識であったものと思われる。(それ以後も、外国からはなんら抗議もなされていない。)

1 本文①～③については、尾崎重義「尖閣諸島の帰属について(中)」、『レファレンス』261号 (1972)、39～49頁参照。(以下、尾崎『レファレンス』論文と略記する。) また、奥原敏雄「尖閣列島の領土編入経緯」『国土館大学 政経学会誌』4号 (昭和50年)、8～16頁。

かくして、尖閣諸島の沖縄県所轄を定めた閣議決定が日清戦争中になされたことは、「占有が当初から平穏になされたこと」という先占の要件になんら反していないとすることができる。

Ⅲ 中国および台湾の歴史的権利に基づく尖閣諸島領有の主張 (1971年)

中国および台湾は1971年までの76年間、日本の尖閣諸島領有の事実を認めてきている。それが、尖閣周辺の海域にエネルギー資源が豊富に埋蔵されているという国連の報告の後、一変して「尖閣は中国の固有の領土である」と主張し始めたのである。このような時の動きを逆転させるようなふるまいは常識的にも国際法的にも認められないことは言うまでもないが、この点は最後にもう一度取り上げることにして、まずは、中国および台湾のかかる歴史的権利なるものが中国史料から認められるものなのか検討しておくことにしよう。

議論を進めるための便宜上、一、明代において尖閣諸島は中国の領土であったのか、と、二、それでは、清代に尖閣諸島は中国の領土となったのか、の二つの部分に分けて検討することにしよう。

一、明代において尖閣諸島は中国の領土であったのか

(一) 明代冊封使録における尖閣諸島

1. 尖閣諸島が中国の文献に登場するのは、1534年に冊封使として琉球を訪れた陳侃の記した冊封の記録『使琉球録』が最初である²。琉球は1404年に明国から最初の冊封使が派遣されているが、冊封使録が残っているのは、琉球冊封使として11番目の陳侃の時からである。その『使琉球録』によると、陳侃らの使船は嘉慶13年(1534)5月に福建省の福州より那覇を目指して船出した。平嘉山(彭佳嶼)を過ぎ、釣魚嶼・黄毛嶼・赤嶼を過ぎて、「11日の夕方、古米山(久米島)が見えた。これすなわち琉球に属する島である(十一日夕 見久米山乃属琉球者)。琉球の人たちは船上で太鼓をたたき踊りをおどって自分の国に帰れたこ

とを喜んだ」とある。

歴史学者の井上清や中国の学者は、この一文(「久米山乃属琉球者」から、当時、久米島までが琉球領であり、其の先の赤嶼などの尖閣諸島は中国領であったという結論を引き出すのであるが、これは、曲解というほかないのである。なぜここで久米島が琉球領であるという説明文が入っているのかといえ、同乗の琉球人たちが久米島を見て大喜びしているのを目撃した陳侃がその理由をたずねたからである。陳侃使録よりほぼ50年後(1582年)に明朝の官吏巖從簡が編輯した外国誌『殊域周咨録』の巻四「琉球国」の部は、陳侃使録のこの部分をそのまま採録しているが、久米島の箇所は次のようになっている。「11日夕方になって初めて古米島を見た。そして、たずねてそこが琉球国の領内であることを知った(十一日夕始見古米山 聞知琉球境内)」。

この史料からは、陳侃が、何も知らずに久米島まで来て、そこで琉球人に教えられて久米島が琉球領であることを始めて知ったことが明らかになる。陳侃使録によると、「中国人でこれまで琉球へ自分だけで出かけた者はなく、そのため、われわれの往復の航路はすべて琉球人を頼りにすることにした」のであった。航海中、陳侃はいちいち琉球人の看針通事や船員にたずねて、航路の目印となっている島について、それが彼らの間でどのように呼ばれているかを含めて、記録にとどめたのであろう。

1534年当時、台湾島が中国領土でなかったことは明らかであり、まして、その先の、花瓶・棉花・彭佳の三嶼さらに、それよりはるか先の、尖閣諸島の島々が中国領であることなどだれも夢想だにしなかったことである。かくして、この「久米山乃属琉球者」の文言は、文字通り、久米島は琉球に属する島であると述べているにすぎず、これからそれ以上の読み方を引き出すことは、とうていできないということになる。

2. 陳侃の次の琉球冊封使は28年後の嘉靖40年(1561)に渡琉した郭汝霖である。郭が撰した『重編使琉球録』(1561)によると、一行を乗せた封船は、東湧(今の福建省沿海の東引島)・小琉球(台湾島北端を指す)・黄茅(黄尾嶼(久場島)であろう。釣魚嶼と順序が逆になっている)・釣魚嶼(釣魚嶼のこと)をそれぞれ過ぎて(「過」)、閏5月3日に赤嶼に達している(「至」)。そして、ここで「赤嶼は琉球地方を界(さ

2 尾崎重義「尖閣諸島の国際法上の地位—主としてその歴史的側面について—」、『筑波法政』18号(1)(1995年)(以下、『筑波法政』論文と略記)、183～191頁参照。以下、陳侃・郭汝霖使録については、さしあたり同論文183～191頁参照。